

教科書発行者による不適切な行為について

1 いわゆる教科書謝礼問題

(1) 発生した事案

- ・対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案
- ・申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案
- ・上記以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案（歳暮）

(2) 埼玉県内の事案に関わった教科書発行者

- ・東京書籍株式会社
- ・大日本図書株式会社
- ・開隆堂出版株式会社
- ・学校図書株式会社
- ・株式会社三省堂
- ・教育出版株式会社
- ・株式会社教育芸術社
- ・光村図書出版株式会社
- ・数研出版株式会社

2 公正取引委員会の対応

(1) 警告を受けた教科書発行者

- ・東京書籍株式会社
- ・大日本図書株式会社
- ・学校図書株式会社
- ・株式会社三省堂
- ・教育出版株式会社
- ・株式会社教育芸術社
- ・光村図書出版株式会社
- ・株式会社新興出版社啓林館
- ・数研出版株式会社

様式1

令和5年度久喜市教科用図書選定委員会に関する
公文書公開請求書

久喜市教育委員会教育長 様

請求者

住所または主たる事業所の所在地

〒

住所

氏名

連絡先電話番号

1 公開を請求する公文書名称または内容

裏面「別表1」に記載のとおり

2 公開請求者の区分（次のいずれかをご記入ください）

(1) 久喜市に住所を有する者

(上記と同じ)

記載の必要なし。

(2) 久喜市に所在する事務所または事業所に勤務する者

事務所または事業所の名称

連絡先

(3) 久喜市に所在する学校に在学する者

学校の名称

連絡先

(4) 上記以外の者（公文書の公開を必要とする相当の理由を有する個人または法人その他の団体）

個人または団体の名称

連絡先

3 公開を請求する理由

4 公開の希望実施方法（□にレを入れてください。）

(1) □閲覧

(2) □写しの交付（要実費）

※ ここに記載される個人情報は実施機関において厳重に管理いたします。

様式2

久教指第 号
令和5年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

令和5年度久喜市教科用図書選定委員会に関する
公文書公開及び部分公開決定等通知書

標記の件について、下記のとおり公文書の公開を決定しましたのでお知らせいたします。

1 公開の区分（詳細は事項参照）

公開 部分公開 非公開

2 公開する公文書名等

3 非公開・部分公開の理由

4 公開日時：令和 年 月 日 時から

ただし、変更のある場合は、公開日から起算して30日以内とする。

5 公開方法等：

6 公開場所等：久喜市教育委員会指導課受付センター

7 備考

写

教義指第26号
令和5年4月11日

各市町村教育委員会教育長
各県立中・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

教科書採択に係るガイドライン及びリーフレットの周知徹底と活用について（通知）

今後の教科書採択事務に当たっては、令和5年4月6日付け教義指第11号「教科書採択における公正確保の徹底等について」を通知したところです。

県では平成28年度、教科書採択の公正性・透明性を高める観点から、教科書採択に係るガイドラインを策定しました。また、その周知徹底のため、リーフレットを作成し、その活用をお願いしたところです。

昨年度、特定の教科書発行者が、長年にわたり、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認され、教科書採択の公正性・透明性に疑惑を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至っています。県内において同様の事態が生じることのないよう、今後とも教科書採択の公正性・透明性を高め、市町村教育委員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人が、ガイドライン及びリーフレットの内容を踏まえて行動するよう、改めて周知徹底と活用をお願いします。

市町村教育委員会においては、管下の学校長宛てに関係文書を送付願います。

また、県では、教科書採択の公正性、透明性を高める観点から、会議の公開・議事録の公表を行うことは大変重要と考えております。現在、教育委員会の会議の公開・議事録の公開は推進されつつありますが、一部の選定委員会や採択地区協議会では未だ非公開の状況となっています。今後も、県のガイドラインを踏まえ、採択過程の積極的な公開・公表をお願いします。

【改めて送付する文書】

(1) 平成28年10月21日付け教義指第682号

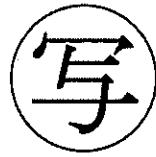
「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」の写

(2) 平成28年10月21日付け教義指第683号

「教科書リーフレット『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために』の活用について（通知）」の写

※ なお、リーフレット中の県の採択地区数や教科書の検定・採択の周期（予定）についての表は、現状に合わせて修正しております。

担当 市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
電話 048-830-6746



教義指第682号

平成28年10月21日

各市町村教育委員会教育長
県立伊奈学園中学校長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために、
【ガイドライン】の周知徹底について（通知）

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業等における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものです。

子供たちの学力向上には、教員の指導力向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。また、教員は教科書研究を通じて授業の質を高めることも重要であり、教科書づくりに教員が参画することは有意義なことです。そして、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、適正に行われる必要があります。

今後、教員が教科書に積極的に関わるとともに、教科書採択の公正性・透明性を高めるため、留意すべき点を「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」としてまとめました。

については、周知徹底とともに、市町村教育委員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人がその内容を踏まえて行動するようお願いします。

なお、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会においては、管下の学校へ関係文書を送付願います。

担当 埼玉県教育局市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
TEL 048-830-6746
E-mail a6750-02@pref.saitama.lg.jp

質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために 【 ガイドライン 】

(1) 質の高い教科書づくり

大前提として、子供たちの学力向上には、教員の指導力の向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠である。そのためには、日々の授業実践を通じて、教科書を前にした実際の子供たちの反応を見て知っている教員の教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。

また、教科書研究を通じて授業の質を高めることも大切であり、教科書発行者と関わること自体を良くないことと捉え、教科書研究が疎かになる事態は避けなければならない。

① 教員等の意見の反映

- ・ 質の高い教科書の実現のために、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を積極的に伝える。

② 教科書づくりへの評価

- ・ 市町村教育委員会等は、教科書づくりに関与する教員等を積極的に評価する。

(2) 教科書発行者との関係

教科書採択の公正性・透明性の確保には、教科書発行者との関係において、どうすべきなのかを明確にする必要がある。

① 教職員について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供應を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与できる。

② 教育委員会について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、採択権者（教育長、教育委員等）も関わった種目の採択には関与しない。また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供應を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、採択に関わる事務に関与できる。

(3) 会議の公開・議事録の公表

法令を踏まえ、採択の過程を積極的に公開・公表し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないようにしていくことが求められる。

① 会議の公開

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の会議
- ・ 単独採択地区における選定委員会の会議
- ・ 採択に係る教育委員会の会議

② 議事録の公表

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の議事録（無償措置法による努力義務規定）
- ・ 単独採択地区における選定委員会の議事録
- ・ 採択に係る教育委員会の議事録（地教行法による努力義務規定）

(4) その他

① 採択のために作成した資料の扱い

- ・ 調査員が作成した資料等の扱いについて、あくまでも参考であることを明示する。
- ・ 調査員が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める。

② 不公正な行為への対応

- ・ 教科書発行者による不適切な行為や公正取引委員会の警告も勘案して、教科書を採択する。
- ・ 今後の採択において、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討する。また、不公正な行為のあった者（採択権者、調査員を含む。）については、次回の採択に関わる事務に関与できない。

③ 教育委員会が主体的に採択できる体制の整備

- ・ 勉強会を実施する。



教義指第683号

平成28年10月21日

各市町村教育委員会教育長
県立伊奈学園中学校長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
埼玉県市町村教育委員会連合会長
(公印省略)

教科書リーフレット「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性
を高めるために」の活用について（通知）

標記の件について、別紙のとおり通知します。

平成28年10月21日付け教義指第682号にて「質の高い教科書の実現と教科書採択の
公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」の周知徹底をお願いしたところですが、その
理解を深めるために、教科書リーフレット（教員向け、教育委員会向け）を作成しました。

については、様々な機会を捉え、ガイドラインとともにリーフレットを活用し、市町村教育委
員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人が、教科書制度の理解を深め、その内
容を踏まえて行動するようお願いします。

なお、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会においては、
管下の学校へ関係文書を送付願います。

また、各学校においては、ガイドラインとともにリーフレットを、教職員一人一人に配布願
います。

担当 埼玉県教育局市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
TEL 048-830-6746
E-mail a6750-02@pref.saitama.lg.jp



教科書リーフレット

質の高い教科書の実現と 教科書採択の公正性・透明性を高めるために (教員向け)

- 教科書は、全ての子供たちが学校の授業等における学習活動で用いる主たる教材であり、極めて公共性の高いものです。
- したがって、子供たちの学力の向上のためには、教員の優れた指導力とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。そのため、日々の授業実践を通じて、教科書を使って学習する子供たちの反応を見て知っている教員が、教科書発行者に、教科書に対する意見を積極的に伝えることは有意義なことです。
- また、教員は教科書研究を通じて授業実践の質を高めることも重要であり、教科書づくりに教員が参画することは大切なことです。
- しかしながら、教科書は極めて公共性が高いことから、その著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、公正性・透明性の確保が求められます。中でも、採択は、各採択権者がその権限と責任のもと、実際に子供たちが用いる教科書を選択する重要な行為です。
- 今後の教科書採択の公正性・透明性を高めるため、全ての教員が教科書について改めて理解を深めるとともに、気を付けたいことをまとめましたので、次のページのチェックリストで確認をお願いします。

平成28年10月

埼玉県教育委員会

埼玉県市町村教育委員会連合会

【教員編】教科書発行者との関係で次のようなことは適切ですか？

～質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために～

	内 容	自己チェック
1	採択の翌年、学校へ教科書発行者の営業担当が来た。新しい教科書について意見を求められたので、授業をして気付いたことを伝えた。	
2	先輩の先生から、教科書執筆の一部を手伝うよう頼まれた。執筆者として名前が載るわけではないので、手続きなどはしていない。	
3	教科用指導書を執筆したが、教科書ではないので、特段手続きなどはしていない。	
4	「デジタル教科書について意見を聞きたい」と言われて、ホテルの会議室へ行き、見せられた資料について意見を述べた。「車代です」と言われて5000円を渡された。念のため手続きをした。	
5	教科書謝礼問題があり、教科書会社と関わることは良くないことであるため、今後教科書執筆の依頼があっても断ろうと思う。	
6	「来年は採択の年になるので、今後の教科書のあり方について意見を聞きたい」とと言われたので、話をすることになった。資料を見せられ「検定中の教科書です」と言われた。	
7	教科書発行者の教科書準拠教材の執筆に関わったため、手続きを行って報酬をもらった。その後、採択に際して、学校で教科ごとに調査研究をすることになり、参加した。	
8	「教科書について意見を聞きたい」と言われて意見を述べたが、車代など一切もらっていない。その後「調査員にならないうか」と言われたが、教科書会社と関わりを持ったので、断った。	
9	教科書の執筆にかなりの時間を割いたが、金銭は一切もらっていない。教科書は、人生をかけて作り上げたもので、是非多くの学校で使ってほしい。学校における調査研究でもそのことを強く言っていきたい。	

※ この他にも教科書発行者との関係について、教員として留意すべき場合がありますので、詳細は「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成28年4月4日付け教義指第1号）や「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）で確認してください。

質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために

機会・期間を問わず、一切の金品・歳暮を受け取らない。一切の供應を受けない。

内 容		解 説
1 採択の翌年、学校へ教科書発行者の営業担当が来た。新しい教科書について意見を求められたので、授業をして気付いたことを伝えた。	○	<p>質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて、教科書を使って学習する子供たちの反応を見て知っている教員が、教科書発行者に、教科書に対する意見を積極的に伝えることは有意義なことです。</p> <p>なお、埼玉県では、検定期間と採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たないこととしています。時期に注意するようにしてください。</p>
2 先輩の先生から、教科書執筆の一部を手伝うよう頼まれた。執筆者として名前が載るわけではないので、手続きなどはしていない。	×	<p>教科書の執筆の一部を手伝うとしても、教科書の著作・編集に関わることになりますので、市町村で定められた手続きを行うようにします。</p> <p>この場合、教科書の著作・編集に関わることになるので、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与できません。</p>
3 教科用指導書を執筆したが、教科書ではないので、特段手続きなどはしていない。	×	<p>教科書に限らず、教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、市町村で定められた手続きを行うようにします。</p> <p>この場合、教科書の著作・編集に関わることになるので、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与できません。</p>
4 「デジタル教科書について意見を聞きたい」と言われて、ホテルの会議室へ行き、見せられた資料について意見を述べた。「車代です」と言われて5000円を渡された。念のため手続きをした。	×	<p>たとえデジタル教科書であっても、紙媒体の教科書に準拠している可能性がありますので、意見聴取では一切の金品を受け取らないようにします。</p> <p>この場合は、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与することができます。</p> <p>なお、埼玉県では、検定期間と採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たないこととしています。時期に注意するようにしてください。</p>
5 教科書謝礼問題があり、教科書会社と関わることは良くないことであるため、今後教科書執筆の依頼があつても断ろうと思う。	×	<p>大前提として、子供たちの学力向上には、教員の指導力の向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。そのため、教員の教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることは有意義なことです。</p>
6 「来年は採択の年になるので、今後の教科書のあり方について意見を聞きたい」と言われたので、話をすることになった。資料を見せられ「検定中の教科書です」と言われた。	×	<p>採択の前年度は検定の年です。埼玉県では、検定期間と採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たないこととしています。これは、教科書採択に疑惑を感じさせてしまうことを防ぐ手立てです。</p> <p>なお、検定中の教科書の内容を、文部科学省と教科書発行者は外部に漏らすことを禁止されています。したがって、検定中の教科書の内容を知ることになった場合はしっかりと断り、校長を通じて市町村教育委員会に報告してください。</p>
7 教科書準拠教材の執筆に関わったため、手続きを行って報酬をもらった。その後、採択に際して、学校で教科ごとに調査研究することになり、參加した。	×	<p>教科書発行者（関連会社を含む）の教科書準拠教材の場合、市町村で定められた手続きを行い、報酬をもらうことは、教科書発行者と利害関係を持つことになります。したがって、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務に関与することはできません。</p>
8 「教科書について意見を聞きたい」と言われて意見を述べたが、車代など一切もらっていない。その後「調査員にならないか」と言われたが、教科書会社と関わりを持ったので、断った。	×	<p>意見聴取等で意見を述べ、一切の金品を受け取らなければ、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与することができます。</p> <p>教科書採択に関わることは、教科書研究を通じて授業の質を高めることにつながり、結果として子供たちの学力向上につながっていきます。</p>
9 教科書の執筆にかなりの時間を割いたが、金銭は一切もらっていない。教科書は、人生をかけて作り上げたもので、是非多くの学校で使ってほしい。学校における調査研究でもそのことを強く言いたい。	×	<p>たとえ金品を一切受け取っていないくとも、教科書の著作・編集に関わった場合は、特定の教科書発行者と関係を有するため、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与できません。</p> <p>また、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省は教科書発行者に対して、教員を宣伝活動に関わらせないように指導しています。</p> <p>教科書採択はその内容の優劣で行われるべきものであり、採択事務に関連する学校における調査研究において、宣伝行為を行うことは慎まなければなりません。</p> <p>※ 「教科書の採択の公正確保について（通知）」（平成28年4月27日付け28文科初第200号）</p>

“これだけは押さえておきたい” 教科書制度の概要

○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ（市町村立学校の場合）

- 1年目 著作・編集 …… 民間の教科書発行者による著作・編集が基本です。学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに作成しています。
- 2年目 検定 …… 教科書として適切であるか、文部科学大臣の検定を受けます。検定は、ほぼ1年かかります。
- 3年目 採択 …… 学校で使用する教科書を決定します。市町村立学校は市町村の教育委員会で構成する教育委員会に採択の権限があります。8月末までに採択を行い、9月16日までに次年度必要な教科書の冊数を国に報告します。
- 4年目 使用 …… 義務教育諸学校で使用される教科書は、全ての児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されています。

○ 採択の方法（市町村立学校の場合）

県が採択地区を設定（25地区）しています。なお、義務教育諸学校においては、通常4年間同一の教科書を採択します。

（1）単独採択地区

1つの市で地区を構成しています。市教育委員会で教科書を採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

（2）共同採択地区

2つ以上の市町村で構成しています。地区内の市町村教育委員会で構成される採択地区協議会において協議をして同一の教科書を選定し、その後、各市町村教育委員会で採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

○ 教科書センター・教科書展示会

県は、教員等の教科書の調査・研究や、保護者・県民の教科書への理解支援のために教科書センターを県内27か所に常設し、教科書の見本本を置いています。また、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

○ 教科書の検定・採択の周期（予定）

■は教科書発行者との接触禁止期間

年度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
小学校	H29告示 学習指導要領	教科	著作・編集		使用開始	著作・編集
中学校	H29告示 学習指導要領	教科	使用開始	著作・編集		使用開始

○ 教科書制度について理解を深めるために

- 文部科学省「教科書」HP [教科書 文部科学省] を検索
- 埼玉県教育委員会「教科書に関する資料」HP [教科書 埼玉県教育委員会] を検索



教科書リーフレット

質の高い教科書の実現と 教科書採択の公正性・透明性を高めるために (教育委員会向け)

- 教科書は、全ての子供たちが学校の授業等における学習活動で用いる主たる教材であり、極めて公共性の高いものです。
- そのため、その著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、公正性・透明性の確保が求められます。中でも、採択は、各採択権者がその権限と責任のもと、実際に子供たちが用いる教科書を選択する重要な行為です。
- 教科書採択は、綿密な調査研究を踏まえた上で、採択権者の権限と責任のもと、公正かつ適正に、主体的に行われることが求められます。さらに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことも重要となります。
- 一方、子供たちの学力の向上のためには、教員の優れた指導力とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。そのため、日々の授業実践を通じて、教科書を使って学習する子供たちの反応を見て知っている教員が、教科書発行者に、教科書に対する意見を積極的に伝えることは有意義なことです。
- また、教育委員会として、教科書づくりに関与する教員を積極的に評価することは、質の高い教科書の実現のためには必要なことです。
- 今後の教科書採択の公正性・透明性を高めるため、全ての教育委員・教育長、教育委員会事務局職員が教科書について改めて理解を深めるとともに、気をつけたいことをまとめましたので、次のページのチェックリストで確認をお願いします。

平成28年10月

埼玉県教育委員会

埼玉県市町村教育委員会連合会

**【教育委員会編】質の高い教科書の実現と
教科書採択の公正性・透明性を高めるために**

	内 容	自己チェック
1	市町村内の教員が教科書発行者と関わることは良くないことなので、関わるべきでない。	
2	教科書の執筆にかなりの時間を割いたが、金銭は一切もらっていない。この教科書は、人生をかけて作り上げたもので、是非多くの学校で使ってほしい。そのことを他の教育委員に伝えていきたい。	
3	どの教科書を採択するかは、一人一人の教育委員が自分で勉強すればよいので、教育委員会事務局による勉強会に参加すべきでない。	
4	教育委員会室に備え置かれている教科書見本は、適時閲覧していたが、数が多いため全てを見るることはできなかった。採択に当たり、調査員が作成した資料を見ると、A社がよいという意見があったので、A社を採択した。	
5	調査員の選任に当たり、教科書発行者との関係を調べる手立てとしては、著作編修関係者名簿を確認すれば十分だ。	
6	市教育委員会の指導主事になる前の教諭のときに、教科書の執筆に関わった。勤務する市教育委員会は採択地区協議会の事務局でないので、市教育委員会の採択に関わる事務を担当した。	

※ この他にも教科書発行者との関係について、留意すべき場合がありますので、詳細は「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成28年4月4日付け教義指第1号）や「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）で確認してください。

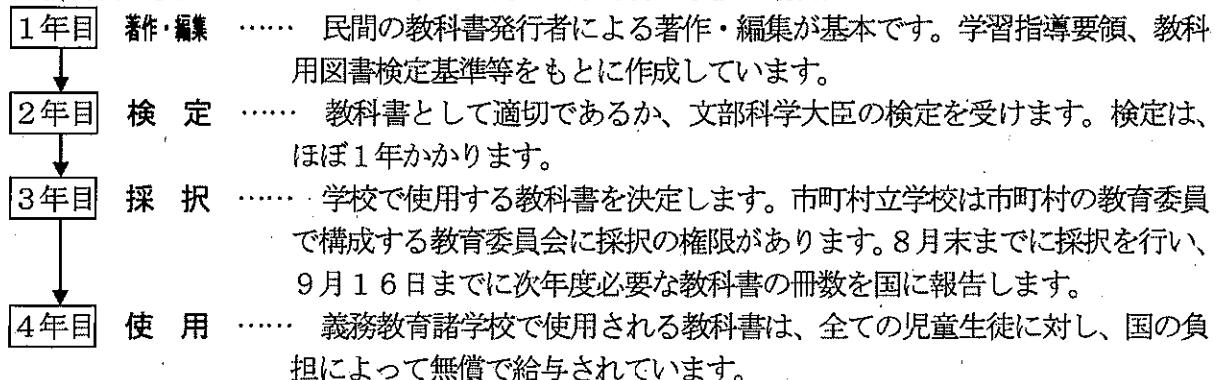
質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために

機会・期間を問わず、一切の金品・歳暮を受け取らない。一切の供応を受けない。

内 容		解 説
1	市町村内の教員が教科書発行者と関わることは良くないことなので、関わるべきでない。	<p>大前提として、子供たちの学力の向上のためには、教員の優れた指導力とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。そのため、日々の授業実践を通じて、教科書を使って学習する子供たちの反応を見て知っている教員が、教科書発行者に、教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に伝えることは有意義なことです。</p> <p>併せて、市町村教育委員会は、教科書づくりに関与する教員を積極的に評価していきましょう。</p> <p>なお、埼玉県では、検定期間と採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たないこととしています。時期に注意するようにしてください。</p>
2	教科書の執筆にかなりの時間を割いたが、金銭は一切もらっていない。この教科書は、人生をかけて作り上げたもので、是非多くの学校で使ってほしい。そのことを他の教育委員に伝えたい。	<p>たとえ金品を一切受け取っていなくても、教科書の著作・編集に関わった場合は、特定の教科書発行者と関係を有するため、当該者は、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与できません。また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与できません。</p> <p>また、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省は教科書発行者に対して、採択に影響力を及ぼし得る者を宣伝活動に関わらせないように指導しています。</p> <p>教科書採択はその内容の優劣で行われるべきものであり、当該者が宣伝行為を行うことは控まなければなりません。</p> <p>※「教科書の採択の公正確保について(通知)」(平成28年4月27日付け28文科初第200号)</p>
3	どの教科書を採択するかは、一人一人の教育委員が自分で勉強すればよいので、教育委員会事務局による勉強会に参加すべきでない。	<p>一人一人の教育委員が膨大な時間をかけて教科書研究を行うことは、教育委員会がその権限と責任のもと、主体的に採択を行うために必要なことです。これを担保する体制の整備という観点から、勉強会の実施があります。</p> <p>教科書を研究する中で、各教科についてより専門的知識のある指導主事等から説明を受けることは、有意義なことです。このことも参考にしながら教科書研究を進めることは、より主体的な採択へつながっていきます。</p>
4	教育委員会室に備え置かれている教科書見本は、適時閲覧していたが、数が多いため全てを見るすることはできなかった。採択に当たり、調査員が作成した資料を見ると、A社がよいという意見があったので、A社を採択した。	<p>教科書の採択を適切に行うためには、教科書の内容を採択権者が十分に調査研究し、それぞれの地域に適した教科書を選ぶことが必要です。そのため、教育委員に提供される教科書見本は十分に活用しなければなりません。</p> <p>また、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が明確になることかないようにしなければなりません。</p> <p>調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するためのものであり、あくまでも参考です。</p>
5	調査員の選任に当たり、教科書発行者との関係を調べる手立てとしては、著作編修関係者名簿を確認すれば十分だ。	<p>調査員の選任に当たっては、著作編修関係者名簿を確認することは大切なことです。それとともに、各教育委員会の関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにする必要です。</p>
6	市教育委員会の指導主事になる前の教諭の時に、教科書の執筆に関わった。勤務する市教育委員会は採択地区協議会の事務局ないので、市教育委員会の採択に関わる事務を担当した。	<p>たとえ指導主事になる前のことであっても、著作・編集に関わった教科書が採択対象であれば、採択に関わる事務には一切関与できません。</p> <p>また、採択地区協議会の事務局でなくとも、採択の権限は各教育委員会にありますので、採択に関わる事務には一切関与できません。</p>

“これだけは押さえておきたい” 教科書制度の概要

○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ（市町村立学校の場合）



○ 採択の方法（市町村立学校の場合）

県が採択地区を設定（25地区）しています。なお、義務教育諸学校においては、通常4年間同一の教科書を採択します。

（1）単独採択地区

1つの市で地区を構成しています。市教育委員会で教科書を採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

（2）共同採択地区

2つ以上の市町村で構成しています。地区内の市町村教育委員会で構成される採択地区協議会において協議をして同一の教科書を選定し、その後、各市町村教育委員会で採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

○ 教科書センター・教科書展示会

県は、教員等の教科書の調査・研究や、保護者・県民の教科書への理解支援のために教科書センターを県内27か所に常設し、教科書の見本本を置いています。また、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

○ 教科書の検定・採択の周期（予定）

[■]は教科書発行者との接触禁止期間

年度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
小学校	H29告示 学習指導要領	教科	著作・編集		使用開始	著作・編集
中学校	H29告示 学習指導要領	教科	使用開始	著作・編集		使用開始

○ 教科書制度について理解を深めるために

- 文部科学省「教科書」HP [教科書 文部科学省] を検索
- 埼玉県教育委員会「教科書に関する資料」HP [教科書 埼玉県教育委員会] を検索